平成２９年（フ）第８６３号
堺市西区鳳中町10丁11番地６　ベンメゾン１―202号
債務者　野口　優希
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
大分県日田市大字二串213番地12
債務者　山田　裕二
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４０号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇357番地の９
債務者　帆足　靖夫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２０５号
北海道旭川市緑が丘２条１丁目３番地の33
債務者　篠原由美子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０７号
北海道旭川市神楽岡６条６丁目６番11号
コーポこやまＡ　５号室
債務者　木戸　郁恵
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月６日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７１４号
大阪府吹田市五月が丘南19―３　エル・ヴェ五月ヶ丘102号、住民票上の住所大阪府吹田市佐井寺１丁目14番16号
債務者　濱　　雅也
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９６号
大阪市東淀川区相川２―23―17―316、住民票上の住所福岡市早良区原４丁目22番12―501号
債務者　藤田梨紗子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１０４号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目16番21号
債務者　髙野ひろみ
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４０号
大阪府寝屋川市池田１丁目14番17号
債務者　卜部　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第８７７号
東京都日野市旭が丘１丁目26番地の29
破産者　平山　由恵（旧姓長谷川）
1　主文　当裁判所が平成29年８月28日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「長谷川由恵」とあるのを「平山　由恵（旧姓長谷川）」と更正する。
2　決定年月日　平成29年９月27日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８８０号
さいたま市南区文蔵２丁目５番23号　中島ビル301
破産者　小池　惠美
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８２号
埼玉県春日部市小渕148―10、破産手続開始決定記載の住所埼玉県白岡市下野田830番地２
破産者　竹内　　宏
1　決定年月日　平成29年９月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
札幌市清田区清田７条１丁目26番３号
破産者　中川　信行
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５７号
福島県郡山市安積町荒井字南大部22番地の１
破産者　橋本　孝二
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６７３号
埼玉県川越市砂新田３丁目28番地12
破産者　角本　佳昭
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１４号
埼玉県深谷市上野台290番地１、破産申立時の住所埼玉県大里郡寄居町大字露梨子521番地１
破産者　落合　美幸（破産申立時の姓花野）
1　決定年月日　平成29年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部